### 第4回 食料・農業・農村政策審議会 議事録

日時:平成15年2月10日(月)14:00~16:00

場所:三田共用会議所 第四特別会議室

田原官房長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第4回食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

私、農林水産省の大臣官房長をしております田原と申します。今回は、1月29日付で任命されました、きょうご出席の諸先生の皆様方、初めての会合ということでございます。 したがいまして、会長が選出されますまでの間、しばらく私が司会・進行役を担当させていただきたいと思います。

なお、本日の会議は16時までを予定しておりますことを申し添えさせていただきます。 それでは、まず、議事次第に従いまして、委員の皆様方を五十音順に紹介させていただきます。

安髙委員でございます。上原委員でございます。大木委員でございます。大庭委員でございます。古賀委員でございます。坂本委員でございます。生源寺委員でございます。新開委員でございます。中村裕委員でございます。中村良太委員でございます。長谷川委員でございます。平野委員でございます。日和佐委員でございます。前川委員でございます。委員でございます。増田委員でございます。森地委員でございます。八木委員でございます。す。

続きまして、専門委員の皆様方を紹介させていただきます。

秋岡専門委員でございます。齊藤専門委員でございます。坂本専門委員でございます。 畑中専門委員でございます。森本専門委員でございます。横川専門委員でございます。

なお、本日は、江頭委員、甲斐委員、豊田委員、宮田委員、安土専門委員、立花専門委員、菱木専門委員及び虫明専門委員が所用によりご欠席となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

次に、当審議会の会長を選出していただく必要がございます。食料・農業・農村政策審議会令第5条第1項の規定により、当審議会の会長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、会長の互選につきまして、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

日和佐委員 大変僣越ではございますけれども、八木委員に会長をお願いするということで提案させていただきたいと思います。八木委員は、食料・農業・農村問題に関しまして、大変幅広い見識をおもちでいらっしゃいますし、会長代理としてもご尽力いただいていたということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田原官房長 ただいま日和佐委員から、八木委員に会長をお願いしてはどうかという ご提案がございましたが、いかがでございますでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

田原官房長 ご異論がないようでございますので、皆様方の互選によりまして、八木 委員が会長に選出されました。

それでは、八木委員、会長席にお移りいただきたいと思います。

それでは、ここで八木会長からごあいさつをいただきたいと思います。

なお、これからは八木会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

八木会長 ただいま会長に選出されました八木でございます。私にとりましては大変な大役で、ただいま緊張しておりますし、また、身の引き締まる思いでございます。

ご承知のように、食・農・農村にかかわる政策的課題は大変多岐にわたり、また、多様でございます。WTO農業交渉は、今週中にもモダリティの第1次案が提示される見込みでございますけれども、そのほかに、FTAの動きを含め国際関係にかかわる課題、平成12年に策定されました基本計画の実施と5年後の見直しに向けた課題、さらに、昨年4月の「『食』と『農』の再生プラン」、その中でもとりわけ「米政策改革大綱」の実施など、さまざまな課題がございます。

国内の現状をみますと、消費者と農との距離の問題や農業の多面的機能に関する国民的理解の課題などいろいろありますが、しかし、その一方で、食の安全・安心や食農教育に対する取り組み、また、昨今の厳しい経済状況のもとでも、その数はまだ少ないわけでございますけれども、意欲のある元気な農業者たちが活躍する動きもみられます。さらに、農に対する追い風も最近は少しずつ強くなってきていることも確かではないかと思います。

このような食・農・農村にかかわる動きやさまざまなこれからの政策的課題につきまして、幅広い視点から議論を尽くし、提言するのが本審議会の役割であると理解しております。皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら、審議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、これから私の方から議事を進行させていただきます。

まず、食料・農業・農村政策審議会令第5条第3項の規定によりますと、会長の職務を 代理する委員については、会長があらかじめ指名することになっております。私からは生 源寺委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

# (「異議なし」の声あり)

八木会長 それでは、ご異論がないようですので、会長代理は生源寺委員にお願いしたいと思います。

本日は、大島農林水産大臣にご出席をいただいておりますので、大臣にごあいさつをいただくとともに、農林水産省の幹部の方々のご紹介をお願いいたします。

では、大臣、お願いいたします。

大島大臣 大島でございます。第4回のこの食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、八木先生に会長にご就任いただき、各委員の皆様方に委員としてご了承いただいたことに、心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私が農林水産大臣を拝命して以来、改めて、我が省の役割は何だろうかということを考えまして、私は3つのキーワードを提示いたしました。

1つは、「命」ということでございまして、先ほど八木先生にお話しいただきましたように、食の安全と安心、信頼というものが問われて、消費者と生産者が、この距離感を縮めるというより、コミュニケーションさせるということだろうと思いますし、そういうシステムをつくることだろうと思いますが、いずれにしても、命の基本は食にあるわけでございます。そういう視点をしっかり踏まえてやろうということが1点でございます。

もう一つ、「循環」という意味は、我々の1次産業は、もう釈迦に説法で恐縮でございますが、循環産業の一翼を担わなければならない。その中には地球環境という問題もあるわけでございますが、そういうものに一層貢献しつつ、また、そういう役割を担いつつ、どのようにして農業を進展させていくかという視点をもたなければならないということが2つ目でございます。

「共生」という言葉はさまざまに使われておりますが、1つは、今、農村というものを考えましたときに、農業者が中核となって生きているコミュニティーの農村はやはり美しくなければいかん。そういうことによりまして、都市と農村の共生ということもございますし、また、先ほどの循環と共通する部分がございますが、地球環境、あるいは環境と共生しなければならん。そういう視点からの政策を考えていかなければならんのではないか。

したがいまして、そういう3つのキーワードを提示し、あちこちでご意見を頂戴しながら、そこから政策体系を考えていこうと、今、役所の中では努力している最中でございます。

一方、これも八木先生にお話しいただきましたが、今現在、そういう日本の農業も、国際化の中でどう生きていくかということが問われておりまして、WTOとFTAの問題がございますが、「日本丸」が生きていくというしっかりとした視点をもちながらも、農業・農村政策をどう考えていくかということを切実に考えなければならない時期でございます。そういう意味では非常に難しい時期、また、大きな流れの変化をつくらなければならない時期でございます。

一昨日、熊本へまいりまして、タウンミーティングという場に出させていただきました。率直に申し上げまして、私自身が考えている以上に多くの方々が、農業、農村、あるいは林業の問題に対して非常に関心をもって、都市の方も参加していただくという姿。第2点は、先ほど触れました循環というタイトルでございました。もっというと、バイオマスということでございましたが、私は初め、熊本の方に大変失礼ですが、循環やバイオマスという世界で2時間もタウンミーティングがもつだろうかと思っておりましたら、むしろ時間が足りないぐらいに、農業、農村、林業の循環社会をどう考えていくべきかということ、実践の活動、あるいはご意見等々考えて、ご熱心なご意見をちょうだいしたときに、私たちが考えている以上に、地方の皆様方はその問題に積極的に取り組んでおられるなと。私ども、国家戦略としてつくりましたけれども、これはもっともっと真剣に、政策体系全体にかかわる問題として取り組まなければいかんなとつくづく感じました。

さらに、米の改革も昨年の12月3日に大綱を出させていただきましたし、今度の国会は、 私どものサイドからいいますと、「食の安全・安心国会」といわれるほど、5本の法律を 出させていただいております。

そのようにさまざまな問題が山積している中、これから2年間、先生方には本当に大変なご苦労をおかけするわけでございまして、さらに、今回は公募もさせていただき、4人の皆様方に公募という形で参画いただいた次第でございます。

もう既に入っておるわけでございますが、21世紀という世紀はどういう時代になるか。 しかし、どういう世紀であろうとも、先ほど申し上げました「命」、「循環」、「共生」 というキーワードは、私どもがきっちりと乗り越えていかなければならない大きな課題だ と思っております。 多様な国民の皆様方の代表として、この審議会でご活発なご意見を頂戴し、私どもはそれを政策にしっかりと生かしていく努力をいたしますので、この2年間、大変ご苦労でございますが、何とぞよろしくご指導、ご鞭撻、また、ご参加のほど、心からお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

それでは、私が副大臣、政務官、事務次官まで紹介しまして、今度は事務次官が局長さん方をご紹介させていただきます。

北村副大臣でございます。北海道出身で、獣医さんでございまして、人間の病気も診る ことができます(笑声)。そういう分野は特に得意でございます。

太田副大臣でございますが、きょうは欠席されております。先週の金曜日、ジュネーブ に行っていただきましたが、この方は福島ご出身で、農業の実践者でもございまして、非 常にしっかりした考え方をもっておられる。

熊谷政務官。宮城県の米どころで、まさに農業者の代表でいらっしゃいます。

渡辺政務官。渡辺政務官は本当に人間のお医者様でございまして、BSEの問題があったりしますと、人間に例えればどうだこうだと、私、よく意見を聞きます。よろしくどうぞ。

同じ渡辺でございますが、渡辺事務次官です。

以上、ご紹介にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

渡辺事務次官 それでは、私の方から事務方の幹部の紹介をさせていただきます。 私の左手、皆様方から向かって右でございます。

#### (出席者紹介)

八木会長 どうもありがとうございました。

せっかくですので、北村副大臣、熊谷大臣政務官、渡辺大臣政務官からも一言ごあいさ つをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

北村副大臣 ご紹介いただきました北村でございます。私の役目は、大島大臣を補佐しながら、リスクコミュニケーションをしっかりやることであると思っておるところでございます。皆さん方とリスクコミュニケーションをしっかりしながら、我が省がリスク管理をしていく上でどうしても必要なことでございますので、委員の先生方のいろいろなご指導を賜りますことを心からお願い申し上げて、ごあいさつといたします。どうぞよろし

くお願い申し上げます。

熊谷大臣政務官 大変困難な時期の農政の枠組みづくりを考えたときに、皆さん方の 審議会の役割は非常に大きいと思います。ご示唆を与えていただきますようによろしくお 願い申し上げます。

渡辺大臣政務官 渡辺孝男でございます。皆さんから貴重なご意見をいただきながら、 国民の信頼と支持のもとに、農林水産行政、特に食料・農業・農村の政策課題の実現に向 けて、大島大臣のご指導をいただきながら、しっかり頑張ってまいりたいと思いますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

八木会長 どうもありがとうございました。

なお、大島大臣は、所用のため、ここで退席されます。大臣、ありがとうございました。 大島大臣 それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

八木会長 本日は、新たに任命された委員・専門委員のもとでの初めての審議会ということですので、まず、当審議会の議事の取り扱い、今後の審議会の進め方について確認したいと思います。

その後、「食料・農業・農村をめぐる現状と課題」について、事務局から資料を提出していただいておりますので、その説明をお願いし、質疑等の時間を設けたいと思います。

それでは、議事規則につきまして、事務局より説明をお願いします。

皆川企画評価課長 大臣官房企画評価課長の皆川でございます。

お手元にお配りしております資料3をお開きいただきたいと思うわけでございますが、 その28ページでございます。

まず、食料・農業・農村政策審議会議事規則の第3条第2項をごらんいただきたいと思いますけれども、会議は公開となっております。ただし、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合または特定の個人もしくは団体に不当な利益また不利益をもたらすおそれがある場合には、会長におかれて会議を非公開とすることができることとなっております。

また、この規則の4条に基づきまして、議事録は一般の閲覧に供するものとなっております。ただし、会議の運営に著しい支障がある場合には、会長におかれて、議事録にかえて議事要旨を一般の閲覧に供するということができることになっております。

八木会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、今後の審議会の進め方についてご相談したいと思います。これに

ついて、事務局の方で何かお考えがあればお願いいたします。

皆川企画評価課長 では、私の方から引き続きご説明いたします。

食料・農業・農村政策審議会の進め方につきまして、考え方を説明する前に、まず、審議会の組織につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

同じく資料3でございますが、20ページをお開きいただきたいと思います。そこに審議会令がございますが、もう一枚めくっていただいた22ページから24ページにありますように、本審議会の機能的、効率的な審議を確保する観点から、審議事項に応じまして、総合食料分科会、生産分科会、経営分科会、農村振興分科会、主要食糧分科会の5つの分科会が設けられております。それから、第7条をごらんいただきますと、必要に応じまして、総会及び分科会のもとに部会が設けられております。

また、総会の下には、32ページの第1条の表に書いてございますように、食料・農業・農村基本計画に関することをご審議いただきます企画部会、食料・農業・農村の動向を考慮して講じようとする施策をご議論いただきます施策部会、農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な資料の収集等をご議論いただきます統計部会という3つの部会を設置しております。

次に、総会と3つの部会の審議スケジュールにつきましては、私どもとしては現時点で次のように考えております。

まず、総会の審議事項のうち、「講じようとする食料・農業・農村施策」につきましては、4月中旬に閣議決定する予定でございまして、それに向けまして、食料・農業・農村の動向を幅広く分析し、とりまとめを行っていく必要がありますことから、早急に施策部会の審議を行う必要がございます。このため、2月25日火曜日に施策部会を開催いたしまして、その部会としての案をおとりまとめいただきまして、その後、3月13日木曜日に総会でご審議いただいてはどうかと考えております。これが第1点目でございます。

2つ目でございますが、統計部会におきましては、従来より毎年3月に、当年産の平年 収量に関してご審議いただいていたわけでございますけれども、同部会を今年も3月中に 開催したいと考えております。

3点目、企画部会でございますけれども、審議事項でございます食料・農業・農村基本計画が平成12年の3月に策定されております。この基本計画につきましては、おおむね5年ごとに変更するものとされております。このため、当面は節目、節目に部会を開催いただきまして、食料・農業・農村をめぐる諸情勢について、事務局の方からご報告するとい

うことで、開催につきましては、会長と十分にご相談させていただいた上で、部会所属の 委員にご連絡をさせていただこうと考えております。

事務局の希望といたしましては、以上のような議事運営をお願いできればと考えております。

八木会長 ただいま事務局から審議のスケジュールについての希望が出されましたが、 これでよろしいでしょうか。

特にご異議がないようですので、そういうことにさせていただきます。

また、食料・農業・農村審議会令第6条第2項及び第7条第2項に基づき、分科会及び 部会ごとの委員及び専門委員の構成につきましては、私の方にご一任いただきたいと思い ますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

八木会長 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきたいと思 います。

続きまして、本日は、改選後の最初の審議会でありますので、まずは幅広く、食料・農業・農村をめぐる現状と課題について事務局から説明いただき、その後、皆様方に自由にご質疑いただきたいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

皆川企画評価課長 着席のまま失礼させていただきます。企画評価課長の皆川でございます。

A 3 判の資料 2 がお手元に配付されているかと思います。「食料・農業・農村をめぐる 現状と課題」ということでございまして、40分弱、説明を聞いていただければと思います。

まず、目次をごらんいただきますと、1番で「我が国の食料・農業・農村をめぐる現 状」という題が書かれております。その中で特に食料・農業・農村、それぞれの現状につ いて、最近の状況をご説明したいと思っております。

2番で「食料・農業・農村に関する施策の動向」ということで、特に新しい基本法以降の農政の流れ、最近出ております「『食』と『農』の再生プラン」なり米改革、また、バイオマス・ニッポン等々につきましてご説明をしたいと思っております。

最後に、3番目で「食料・農業・農村をめぐる国際情勢」ということで、大臣のごあい さつにもございましたけれども、特にWTO農業交渉なりFTAをめぐる状況ということ でご説明をしたいと思っております。 おめくりいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。1ページに年表がございまして、特に昭和36年(1961年)の基本法の制定、さらには、平成11年(1999年)の食料・農業・農村基本法制定ということで、この間の、特に国民経済的な動きなり食料をめぐる状況、農業をめぐる状況、農村をめぐる状況を年表風に整理したものでございます。

戦後農政ということを考えますと、戦後すぐの食料の絶対的不足期を、食料増産という 形で乗り越えまして、戦後は終わったということがうたわれた後、昭和30年代に入りまし て、さまざまな農業構造の問題、特に高度成長期を間近に控えた時期に、農村の過剰就労 の問題やさまざまな問題が生起してきたわけでございます。これに対して、農業基本法と いうものが制定されております。

その後、ずっとごらんいただきますと、昭和39年(1964年)、ちょうど東京オリンピックの年でございますが、IMF8条国へ移行・OECDに加盟と、特に日本の国際化が急速に進展してきた時期でございます。それから、1967年(昭和42年)、ケネディ・ラウンドの決着ということがありましたし、その後、国際関係でいいますと、食料の欄にございますが、1979年(昭和54年)の東京ラウンドの決着。さらには、次の右側にいきまして、1993年(平成5年)、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉決着という形で、日本の農林水産業は、特に国際化の過程の中でさまざまな対応を、その節目、節目ごとに迫られてきたということが1ついえようかと思っております。

そういったことで考えますと、特に農業のところでごらんいただきますと、昭和40年のところをみていただきますと、この時期に価格安定等に係る法制度の整備といったものが行われております。これは、さまざまな経済成長に伴いまして、農家の状況を考えますと、農家の所得をどう支えるかということが、価格安定ということを通じて行われてきた時期に当たっているわけでございますが、これを最近の状況でみますと、右側の農業の欄の一番下にございますが、2000年(平成12年)の欄に「加工原料乳生産者補助金等暫定措置法等価格安定関係法の見直し」と書かれております。いわゆるウルグアイ・ラウンドの妥結後において、価格支持といったものが国内農業上もなかなかとりがたくなってきているという潮流がございました。これに合わせまして、価格を人為的に構成するよりは、所得付与という面を別途講じていくといった方向に向けて、政策の面でもさまざまな変化が出てきたということでございます。

農村の欄をごらんいただきますと、各種、国土開発関係の法制度が整備されてきており

ますが、さらに、最近でいいますと、平成5年にございます特定農山村法なりの制定といったこと、さらには過疎法なり山振法といったことで、地域特例の法律がこの時点でいるいる出てきております。

最近でいいますと、平成12年、中山間地域等直接支払制度といったものがここに出ております。中山間地域という条件の不利な地域での営農の継続といったものをどう確保していくかという観点で、こういった新しい制度、新しい取組が行われているということでございます。

こういった表でみてみますと、大きな流れを一覧でお示しするのはなかなか難しいわけ でございますが、大きく申しますと、国際化の中で、日本でさまざまな取り組みが行われ てきているということが申し上げられるのではないかと思います。

2ページをお開きいただきます。まず、「日本経済の現状」でございますが、これはも う申し上げるまでもなく、最近デフレ傾向があるということでございます。

次、3ページにいっていただきますと、まず、「食料をめぐる現状」ということでございます。世界の食料需給の状況ということでございますが、そこの左の真ん中あたりにあるグラフをごらんいただきますと、「世界の耕地面積と1人当たり耕地面積の推移」というのが書かれております。1人当たりの耕地面積は、一貫して減少してきているということでございまして、上の括弧の中にある言葉にございますが、2050年には93億人に達するという指摘がございます。

この農地面積でございますけれども、年間 500万ヘクタールぐらいのスピードで、日本の農地面積を上回る面積が砂漠化しているといった統計もございます。また、世界では栄養不足人口が8億人程度いるといったお話、さらには、安全な飲食料を確保できない方々が世界では12億人に上るといったデータもあるわけでございまして、そういう意味で、世界の中長期の食料需給について、一定の予想を立てて、それに対応していく必要がございます。

また、世界の中では、右側の真ん中にございます「地域別農産物貿易収支額の推移」というちょっとみにくい資料でございますけれども、どういうことをいっているかと申しますと、特に最近の農産物貿易の動向をみますと、輸出地域と輸入地域に2極分化しているということでございます。昨今その傾向がより顕著になってきているということでございまして、北米やオセアニアといった輸出地域、アジア等の輸入に依存する地域ということ

での2極化がより鮮明になってきているという状況でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。これは、我が国の食料消費の変化をみた図でございます。

右側の真ん中にあるグラフでございますけれども、主要国の食料自給率の推移でございます。これをみますと、日本においては、1970年ぐらいに60%程度であったカロリー自給率が40%台まで低下してきているということでございまして、他国の中でも、特に先進国の中で最も低い水準という形になっております。

この要因でございますけれども、そこの左の真ん中のグラフをみていただきますと、これは供給熱量の全体でございますが、その中で黒塗りの部分が自給している部分でございます。左が昭和40年度、右が平成13年度でございますが、自給率の低下は、白抜きの部分がふえていることであらわれておるわけでございますが、その中でも特に自給している産品の需要量が減っている。例えば米でいいますと、昭和40年には全体供給カロリーの40%強供給していたわけでございますが、それが二十数%になっております。すなわち、自給率の低下には2つの要因がございまして、1つは、海外との競争という中で自給度合いが減り、生産が減って、それが消費供給熱カロリーにおいての自給率を下げているという面と、自給度の高い商品においてその消費が減っているという2つの面でございます。ですから、需要がありませんと自給率が上がらないということで、消費者に選択していただくということがありませんと自給率が上がらないという意味でも、消費者の観点は非常に重要な点になっていようかと思います。

右下でございますが、仮に、今輸入している農産物を生産する農地を国内で確保したとすれば、どのくらいの面積が要るかということでございます。今 480万ヘクタールぐらいの農地が日本国内にあるわけでございますけれども、これに対して 1,200万ヘクタールの農地。品目ごとにいいますと、小麦、トウモロコシ、大豆、その他ということで、国内で1,200万ヘクタール分の農地を海外から借りているといった状況になっているわけでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。先ほど、自給率問題を考えるときには、消費者の方々に国内農産物を選好していただくことが肝要だということを申し上げましたけれども、そういった要請がある一方で、最近、BSEの発生を初めといたしまして、国民の、特に食品の安全や品質に関する信頼を揺るがすような事態が起こってきたわけでございます。右側の方に最近の食品事故等の事例を挙げておりますけれども、O 157に始ま

りまして、ダイオキシンなり放射能の問題、ブドウ球菌の問題、BSE、農薬、不正表示 といったことで、さまざまな問題が起こってきているということでございます。

左下にございますように、食品表示への姿勢の変化を平成14年の消費者の意識調査でみますと、「表示されていることが信用できなくなった」という答えを78%の方がされているといった事態になってきたということでございます。

6ページをお開きいただきますと、BSEの問題を書いております。もうご案内のことですので、説明は省きますけれども、BSEについては、一番下のところの括弧の中に解説いたしております。いずれにしても、一昨年の10月の段階から、屠畜されるすべての牛について検査がされております。そういう意味で、感染していないことが証明された安全な牛の肉等しか市場に出回らないシステムが確立されておりますけれども、ただ、それに端を発した、消費者の信頼の回復はまだまだという事態であるということを申し上げておきたいと思います。

7ページでございます。「食品産業をめぐる現状」でございます。農業の一つの機能、 農林水産業の一つの機能として、食品を供給するという機能がございますけれども、ただ、 農業、農林水産業だけでは消費者の手元まで届きません。いわゆる流通・加工部門といっ たものも含めまして考えてみますと、食品産業を車の両輪として考えていかざるを得ない ということでございます。

その食品産業でございますけれども、国内生産額なり就業者総数の約10%を占める、国内の中では、特に地域産業の中では非常に大きなウエートを占めている分野でございます。

右側にございますけれども、各都道府県の製造業に占める食品製造業のシェアをみたときに、例えば出荷額なり従業者数でみた場合に、鹿児島、沖縄、北海道においては4割以上を占めているといった現状にございます。

それをトータルいたしますと、農林水産業の国内生産額では約13兆円になるわけですけれども、食品産業を経由いたしまして、消費者の段階で、飲食料品の支出という支出ベースでみますと80兆円の大きさ、さらに、それを生産額のベースでみますと、左下に載せておりますが、100兆円を超える産業規模をもっているということでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。次に、食料の問題から農業の問題にお話を 進めたいと思うわけでございますが、「農業をめぐる現状」ということで、まず、農業を 営む農地に着目いたしますと、農地の面積は、ここ40年で約2割減少しております。

左の真ん中のグラフをみていただきますと、昭和35年、旧農業基本法ができた時点あた

リでございますけれども、 607万へクタールの農地があったわけでございますが、現状では 479万へクタール、 500万へクタールを切っている状況でございます。この40年で、下に書いてございますけれども、かい廃、いわゆる他用途への転用なりが行われた部分が 2 40万へクタールあり、一方で拡張が 110万へクタールあって、やっと 480万へクタールということで何とかとどまっているという状況でございます。

また、耕地の利用率ということで、作物が年に何回植わったかということでございますが、かつては、例えば裏作の麦が風物詩の中にも出ているぐらいでございまして、そういった段階では 134%ぐらいの耕地利用率があったわけでございますけれども、それが現状では94.3%という形で低下してきているということでございます。

先ほど申しましたように、もし輸入農産物を生産するとすれば、海外から 1,200万ヘクタールの農地を借りているといった状況になっているということでございます。

右の真ん中のグラフでございますが、最近のかい廃の面積の推移、その下には、「耕作放棄地の推移」ということで、耕作放棄地が最近ふえていることがわかる表がついております。

9ページをお開きいただきたいと思います。「農業生産構造の動向」ということでございまして、特に農家戸数と農家の規模別なりの状況が書かれております。

特に農家戸数なり農業就業者数は一貫して減少している。ただ、その内容として、高齢 化が非常に進んでいるという状況がその表からみてとれようかと思います。

それも分野別にかなり大きな差がございまして、右側に出ておりますけれども、その農業をどういった農家層が担っているかということにつきましては、例えば畜産分野をみてみますと、例えば生乳、いわゆる酪農でいいますと、主業農家 農業所得が農外所得との合計の5割以上占めている、農業所得中心の農家といっていいかと思いますが、そういった農家が96%占めているということで、いわゆるプロ農家が生産の大宗を占めているといった状況になっているわけでございます。

一方で、日本の農業の一番基礎的な部分であります米をみてみますと、そこにございますように、主業農家の比率が36%ということで、後で「米政策改革」というところに出てまいりますけれども、これからますます、いわゆる担い手といわれる者にいかに農業生産を集約していくかということが課題だということがみてとれようかと思います。

農家 1 戸当たりの平均規模がこの40年ぐらいの間にどう進展してきたかということでございますけれども、左下のグラフをみていただきますと、例えば北海道において、また、

都府県において、どのように規模拡大が進んだかといいますと、北海道は昭和35年には、例えば経営耕地面積は3.54ヘクタール程度であったわけでございますが、昨今では 16.75 ということで、規模拡大がかなり進展しております。都府県においては、それが0.77から1.22ということで、 1.6倍程度にとどまっているというのが実態でございます。

部門ごとにみてまいりますと、先ほど申しました畜産物とかにつきましては、非常に急速に規模の拡大が行われた。かつては、EU並みにしていくのだということがいわれたわけでございますが、酪農などの畜産分野においては、規模といたしますと、80年代半ばにEU並みのレベルに達成しているということでございます。

ただ、一方で、土地利用型作目において、そういった構造改革といいますか、規模拡大 の進展がなかなかみられていないというのが実情でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。「農業経営の動向」でございます。農業経営全般をみてみますと、どういった形の収入を上げているのか、所得を上げているのかということをみたものでございますけれども、主業、準主業、副業に限ってみますと、かなり大きな差があるということでございます。

右の上をみていただきますと、例えば農家総所得をみますと、平均では 802万なわけでございますが、主業農家でいいますと 749万、準主業で 863万という形になっております。更に右下の表をみて頂きますと、農家総所得は高いということがよくいわれるわけでございますが、総所得を世帯員で割ってみますと、主業農家でみますと、勤労者世帯を下回っているといった実態にあるのが実情でございます。そういう意味で、世帯という形で比較することが昔ほどの意味をもつのだろうかということで、例えば農家には車が3台あるといったことでの批判がよくあるわけでございますが、独立に家計をもっている者が3人一緒に住んでいるといった実態にあることも一面での事実ではないかなと思っております。

「農業の交易条件指数」ということで、農業が、例えば資材として使っているものの平均物価と販売しているものの平均的なものを比較したものがございますけれども、平成の時代になってからの変化をみてみますと、交易条件指数がずっと低下してきている。ですから、資材価格に比べますと、価格の低下が非常に大きく効いているといったことがみてとれようかと思います。

11ページをごらんいただきたいと思います。農業労働力と農業の担い手の状況をみているわけでございますけれども、まず、新規就農者というところ、その中でも特に新規学卒就農者というところをごらんいただきたいと思います。 というところでございます。そ

こをみますと、昭和60年には 4,800人であったわけですが、平成2年に 1,800人ということで、これが底であるわけでございますけれども、一企業のトヨタ自動車の新規採用者よりも少ないといったことがこの時期にいわれたわけでございます。平成2年がその年であったわけでございますが、その後、新規就農者のベースでも若干上向いておるわけでございます。それ以外に、39歳以下の離職就農者というところまで合わせて考えますと、新規就農青年のベースでみますと若干持ち直しておりまして、少し増加している傾向ということではあります。

その中で、例えばどうやって農業に就業しているかということでございますけれども、下の「新規就農者の就農先別割合」というところをみていただきますと、自分の家を継ぐというのも当然あるわけでございますが、非農家子弟の場合の右から3番目のところにあるように、農業法人等農家以外の農業事業体に雇用という形のものがかなりの比率を占めております。そういう意味で、さまざまな経緯をたどって就農していただいているわけでございますけれども、農業法人が農業の受け皿、いわゆるふ卵器と申しますか、インキュベーターの役割を果たしてきているといった面がみてとれようかと思います。

農業生産法人の数をみていただきますと、今まで農事組合法人なり合名・合資、有限会社といったところであったわけでございますが、平成13年からは株式会社の形態の農業生産法人も認められるということでございまして、右下にございますように、平成14年の7月段階で27社、農業生産法人の形態のものができているわけでございますが、どういった形のものからできたかというものを表にしてございますので、ごらんいただきたいと思います。

12ページをお開きいただきます。食料、農業、次に農村の状況ということで、そこに農村の状況をサマリーのような形であらわしております。

人口の問題、人口が高齢化しているといった面が1つございます。

もう一つ、左下でございますが、これは、都市的地域、平地地域、中山間地域、山間地域ということで地帯区分別に、人口の増減を社会的増減と自然増減に区分してトータルしたものでございまして、ごらんいただきますように、やはり中山間地域なり山間地域は社会的なり自然減ということで、どちらも減の要素で進んできているということがみてとれようかと思います。また、その傾向がずっと続いているということでございます。

ただ、一方で、農山漁村に対して、さまざまな面で魅力を感じ、また、そこに何らかの 活動の場を見出したいという動きも最近では盛り上がっているということでございます。 「UIターン志望者の動向」ということで、民間の会社でございますが、リクルートで調べておられる調査の中でもこれは出てきているわけでございますし、博報堂の調査なりをみていただいても、そういった意識の変化がみてとれようかと思います。昨今では、例えば、日曜日にやっております「DASH村」といったことで、人気のグループが農村で暮らすといったものを売りにしている番組までできているような状況でございます。

右下にございます、農村地域なり中都市の生活環境整備の水準ということでございますが、こういったハード整備の面以外にも、例えばパソコンの普及率をみてみますと、最近では非常に普及しておりまして、例えば平成13年には、農家世帯の中での普及率は53%ぐらいあるということがいわれております。そういう意味で、経営や生活の両面において、農村においても情報化の進展を受け取って、それを契機に、また地域の発展につなげていく素地ができているのではないかということがいえようかと思います。

また、都市の方々が観光といった面でみている面でも、日本から海外に年間 1,600万人 出かけていっているようでありまして、世界から日本に来るのは 500万人ということでご ざいまして、日本ではいわゆるネットで 1,100万人の方々が外に出ていて楽しんでおられ るわけでございますが、そういった長期の休暇を取得できるといった環境の中で、農山漁 村において、そういった活動をしていただく素地も出てきているのかなと思っております。 13ページをお開きいただきたいと思います。食料・農業・農村に関する施策ということ

で、1ページに年表で整理したものがありましたけれども、平成11年において食料・農業・農村基本法が制定されたわけでございます。

この大きな流れでございますが、そこに整理しておりますように、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に対応して、ということになるわけでございまして、その情勢の中でも特に大きく作用しておりますのが食料自給率の低下という面でございます。昭和30年代、40年代を通じて70%強あったカロリーベースの自給率が5割を切って、さらに40%台になったということでございますし、そういった意味での変化、さらには、農村を取り巻くさまざまな変化の中で食料・農業・農村基本法が制定されております。

その中で一番基本となる何点かについて、13ページの右下に書いておりますけれども、 食料自給率の目標を設定するということで、関係の方々の取り組み課題を明確化した上で、 国内農業生産なり食料消費に関する指針として定めるということで、平成12年3月に定め られた基本計画の中で、平成22年において45%という形の目標として定められているとい うことでございます。 それから、そこにございます2番目の丸で、消費者重視の食料政策ということで、さまざまな施策の展開も、この基本法なり基本計画に基づいて行われているということでございます。

また、下から3番目の「市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策」ということで、先ほどの表の中で、昭和40年のところで、価格関連の法律がそこで制定されたというお話をいたしましたけれども、そういった形から、価格自体は市場価格で形成されていくべきだと。ただ、一方で、経営安定のための施策を打っていくという方向に大きく転換したわけでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。平成12年3月に、本審議会の議論を経まして、食料・農業・農村基本計画が閣議決定されております。その内容自体は、そこに書かれておりますように、今申し上げました食料自給率の目標を定める。さらには、さまざまな食料の安定供給に関する施策なり農業の持続的発展に関する施策、農村の振興に関する施策をかくのごとく打っていくということがその中で定められているわけでございます。

その進め方でございますけれども、左下の4というところにございますが、「施策の評価と見直しの実施、財政措置の効率的・重点的な運用、情報の公開、国と地方の役割分担、 国際規律との調和等に努力」といったことでございます。

その中でも特に「施策の評価と見直しの実施」ということにつきましては、今、政策評価法というのができておりまして、関係省庁、やっておりますが、それに先立って、農林水産省では積極的な対応をしているということでございます。

なお、本審議会の企画部会においては、この5年ごとの見直しに関しまして、またさまざまご議論いただくということになろうかと思っております。

15ページをお開きいただきたいと思います。「経営展望・構造展望」ということでございますが、食料・農業・農村基本計画の決定に合わせまして、こういった具体的な営農の姿を類型的にお示ししているということでございまして、農業経営の展望を出しております。また、望ましい農業構造、特に効率的かつ安定的な農業経営、いわゆるプロ農家でございますが、プロ農家なりプロ農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の姿を「構造展望」という形であらわしているわけでございます。

例えば、そこにありますけれども、水田作の中ではいろいろ作付体系、要するに、どういった作物をその地域では植え得るかということでの限界がございまして、北海道では、 年に2回植えようと思ってもなかなか植わらない。九州の地域であれば、例えば米の後に 麦を植えることもできるかもしれないといったことでの作付の体系があるわけでございますが、それぞれの体系ごとにこういった技術体系を駆使すれば、このような生産コストなりが実現できるのではないか、また、主業、その中での主たる農業従事者の農業所得はこのくらいが見込めるのではないかといったことでの展望をそういった形で出しているわけでございます。こういった経営体づくりを進めていくために、いろいろな施策を集中しているということでございます。

また、農業構造としては、右側にございますけれども、平成22年においては、特に効率的、安定的な農業経営が、ここには家族農業経営もございますし、また、右側にございます法人生産組織もありますが、これが生産の大宗を担っていくのだという形の農業構造を目指しているわけでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。新基本法農政の中でも、特に、先ほど申しました価格政策の見直しということでございますけれども、左にございますように、かつてお米はすべてが公定価格でございました。いわゆる食管法に基づきまして、米価審議会というところでの議論を経た上で決定される米価、政府買い入れ米価と政府売り渡し米価によって、生産者にとっては価格が決まっていた。また、消費者にとっては、幾らでお米が買えるかが決まっていたわけでございますが、これが今ではすべて市場価格での形成ということでございます。ただ、それだけでは済まない部分につきまして、今、いわゆる稲作経営安定対策といった面で経営の安定を図っているという形でございます。それ以外の品目につきましても、基本的には市場で価格が形成されるという形になっているわけでございます。かつては、そういう意味での価格自体が公定制だったということでございますけれども、現状では市場価格形成がほとんど中心でございまして、昭和40年代あたりの状況とは大きく変化しているということでございます。

右側には、平成12年度にスタートいたしました中山間地域の直接支払制度の概要が書かれております。条件の不利な地域において農地がかい廃されないことを担保するために、こういった形での直接支払いといった形態を講じているわけでございます。

この直接支払いという形につきましては、世界の農政の潮流の中でも主流になりつつありまして、EUなりアメリカ等でもさまざまな形での直接支払い、いわゆる市場価格に介入するという形ではない農政の方向を各国が競って志向しているという状況にございます。日本においても、本格的な意味での直接支払いは、これが初めての取組だったのではないかと思っております。

17ページでございます。「『食』と『農』の再生プラン」ということでございます。先ほど申しましたように、食料・農業・農村基本法なり食料・農業・農村基本計画の中で、今後の農政展開の方向の基本的な部分の姿が示されているわけでございますけれども、特に、最近起こりましたBSE問題や食品の虚偽表示問題に関連いたしまして、さまざまな課題が出てきた。それに対応いたしまして、昨年、平成14年の4月、「『食』と『農』の再生プラン」というものを政策の改革の設計図としてお出ししたということでございます。この中で特に、「『食』と『農』の再生プラン」の中の下のところに「消費者に軸足を移した」というのがございますけれども、これは実は、基本法なり基本計画の中でも、消費者を重視したということで申し述べておったわけでございまして、その点をさらに明確に強調したということで、「『食』と『農』の再生プラン」の中にそういった言葉を入れたということでございます。

その3つの柱がございまして、真ん中が「食の安全と安心の確保」ということでございます。ことしの食の安全に関するさまざまな法律も、こういった方向性の中で出てきているということでございます。

また、「農業の構造改革を加速化」ということでございますが、先ほど申しましたように、プロの農家が生産の大宗を担う構造になっている分野もございますけれども、そうではない、特に米のような部分について、この改革を促進していこうということで、「農業の構造改革を加速化」という中に「米政策の大転換」なりということを書いているわけでございます。

右側の「都市と農山漁村の共生・対流」ということでございますが、冒頭の大臣のごあいさつにもありましたように、農山漁村の価値を国民的にもう一回見直して、それを美しい形で次代に引き継いでいくためのさまざまな考え方がそこに提示されているかと思います。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。食の安全と安心ということにつきまして、今、国会において、「食品安全基本法(案)」を初めといたします関係法案が出ております。そういった方向に向けて、私ども、取り組んでおるわけでございますが、それをより対外的に提示し、また、省内の職員の意識改革につなげるために、食品安全行政に対する農林水産省の取り組みを「食の安全・安心のための政策大綱」という形にとりまとめまして、農林水産省から出させていただきたいということで、今とりまとめを行っているところでございます。2月7日に中間とりまとめという形で公表いたしまして、きょう

からパブリックコメントということで、国民各層からのご意見を伺うというプロセスに入りたいと思っておりまして、3月20日までご意見をお寄せいただくという形で取り込まさせていただきたい。その後、生産者、消費者、両面からのさまざまなご意見をいただいた上で、7月から新しい組織が立ち上がるわけでございますので、その新たな体制の発足に向けて、とりまとめを進めていきたいと考えております。

そこに書いてございますように、7月からは、仮称でございますが、消費・安全局という形のものが分離・新設されることになっておるわけでございます。

食の安全・安心の大綱でございますが、その基本的考え方自体、そこにありますように、 消費者、生産者など関係者の意見を反映して政策づくりをする。生産から消費までの全体 を考えた総合的な施策づくりと、それを確実に実施していく。さらには、生産者・事業者 による安全・安心な食品供給の促進をしていく。的確な危機管理をしていくといった考え 方に基づきまして、具体的な施策を着実に推進していきたいということで、そこに書いて ございますようなさまざまな取り組みをその中に盛り込んで、明示していきたいと考えて いるわけでございます。

19ページをお開きいただきますと、「農業の構造改革の加速化」ということで、先ほど来申し上げております土地利用型の農業、その中でも特に米政策についての改革の方向性でございます。

昭和44年に、緊急的な対応として始まりましたいわゆる減反政策でございますが、これまでの約30年以上にわたりまして続いてきたわけでございます。それについての生産調整に対する限界感や不公平感、さらには、それでもさまざまな消費の減少がとまらない中での閉塞状況を切り開くための、いろいろな生産・流通・消費にわたります改革の方向をこの中で明示しているわけでございます。

その中でも特に生産調整、いわゆる需給調整でございますけれども、平成20年度からは、 農業者・農業者団体が主役となる需給調整を、国と連携して構築することになっておりま すし、それに向けて、今国会に食糧法の改正法案を提示する予定になっております。

また、さまざまな流通規制の緩和なり、生産構造の改革の中で、担い手の経営安定をより具体的に図っていくといったこと、さまざまな局面でのかなり大きな政策の変更が行われていく。それが準備期間を経て実施段階に至っていくということがそこの真ん中のところに書かれております。

20ページをお開きいただきたいと思います。「農地制度の見直し」でございますが、1

つには、農業の担い手という姿の中で、いわゆる農業生産法人をこれからもより増やしていこうという方向が出されております。平成12年の農地法の改正の中で、株式会社の形態の農業生産法人も導入しようということで、一定の要件に合致した株式会社形態の導入に踏み切ったわけでございます。現在、27法人が農業生産法人として設立されているという状況でございます。

また、昨年の構造改革特区という方向の中で、担い手不足なり農地の遊休化が深刻な事態の中で、そういった地域においては、例えば農業生産法人以外でもいいではないかといった議論があったわけでございまして、これについて、そういった特区の中では、いわゆる貸し付け方式によって、農業生産法人以外の株式会社の参入が実現される方向が打ち出されたわけでございます。これは4月1日に施行されますので、そういった方向についても、農林水産省として積極的に行っていくという方針でございます。

21ページをお開きいただきたいと思います。農協の問題でございます。農協系統組織自体、例えば金融事業をとってみますと、今、JAバンクということで、すべてのJAを結んだ安定的な状況ができつつあるということでございますけれども、ただ、一方で、営農・経済事業という中ではさまざまな課題があるのではないかということで、そういった声が非常に出ております。

そういったものに対しまして、昨年9月から「農協のあり方についての研究会」という ものが設置されておりまして、今年の3月末までに、さまざまな方向での検討をした上で の結果がとりまとめられることになっております。

昨今の数でございますが、21ページの左下でございますが、例えば総合農協自体、かつての3,000といった水準からみますと、1,016ということで、集約化はかなり進んできているといった事態でございます。

22ページでございます。「都市と農山漁村の共生・対流」ということでございまして、新しいライフスタイルということで、ただ単に農山漁村を農山漁村の方たちだけのためにということではなくて、都市側にとってもメリットある形で、また、それは農山漁村側にとってもメリットがあるという形で、さまざまな共生・対流の流れをつくっていこうということでございます。それに対しては、国民運動の展開を始めまして、さまざまな施策を打っていこということで、今取り組んでいるところでございます。

23ページをお開きいただきます。これは、昨年の12月27日に、バイオマスの総合戦略ということで、「バイオマス・ニッポン総合戦略」という形で閣議決定されたものでござい

ます。

バイオマスと申しますのは何かと申しますと、いわゆる炭素資源、炭素の形で蓄えられた資源とみてとれようかと思いますが、それを活用いたしまして、循環型社会の構築に結びつけていこうという考え方でございます。

どういうことかと申しますと、化石燃料を地中から掘り出しまして、それを燃やしたりさまざまに活用いたしますと、必ず大気中に二酸化炭素が排出されます。これは昔、大気中から取り込まれたものが地中に貯蔵されておったわけでございますが、それをどんどん出していきますと CO2の濃度が上がってくるという形で、地球温暖化ということになるわけでございますが、最近の大気中にある CO2をとらえて固定した植物体のものをエネルギーやさまざまな素材として活用いたしますと、最近できた CO2を最近また利用するということで、いわゆるカーボンニュートラル、 CO2を増加させない、濃度を高めないという形になるわけでございます。今は、ごみを燃やすために、化石燃料を加えて燃やしたりするわけですが、ごみを燃やさずに有効に利用できれば、これはまさに CO2の削減という方向に向けた取り組みになるといった意味でございます。

特に農林水産省の場合、そういった生物体を活用した循環への取り組みができる省庁で ございますので、農林水産省の提唱といいますか、中心になった形での閣議決定をさせて いただいたわけでございまして、バイオマス利活用の技術を段階的に進めながら、制度的 な改善もしながら進めていこうということでございます。

24ページでございます。「食料・農業・農村をめぐる国際情勢」ということでございますが、前回のウルグアイ・ラウンドの結果に伴いまして、農政の分野でも共通化の流れが強まっております。例えば国内での農業政策については、市場歪曲性のある政策には一定の限界を設けるといったことがうたわれておりまして、米国やEUにおいては、先ほど申しましたけれども、直接支払い的な方向に向けて大きくかじが切られている。

ただ、下にございます米国につきましては、不足払いを一たん廃止しておったわけでございますが、価格の低下に基づきまして、また価格変動対応型支払いといったことで、不足払いと何が違うのかよくわかりませんけれども、そういった方向で、一定の揺らぎはございますが、大きな方向としては、直接支払い型に向けて、さまざまな地域・国で取り組んでいるということでございます。

25ページでございますが、「WTO農業交渉の状況」でございます。

スケジュールから申しますと、いわゆるドーハの閣僚宣言からスタートいたしまして、

2005年の1月1日に交渉の終結ということがうたわれております。それに結びつけていくための非常に重要なステップが2003年の3月25日から31日の農業委員会ということになりますけれども、農業モダリティの確立ということが一つのスケジュールとして大きな節目になっているということでございます。それを受けまして、この9月に第5回閣僚会議、メキシコにおいて譲許表提出ということで、いわゆるルールが決まりまして、ルールに基づいて各国がどうやるのかというものを出すものが譲許表でございます。そういった2段階の節目を経て、2005年の1月1日を目指しての交渉が今まさに進んでいるということでございます。

ただ、各国の主張の中に非常に大きな差がございます。特に典型的な対立といいますか、 対極にある考え方といたしまして、米国、あるいは農産物輸出国から構成されますケアン ズ諸国が、関税の一律大幅な削減ということを主張しておりますし、一方で、我が国なり、 主張をともにいたしますところのEU等の諸国は、漸進的削減なり品目ごとの柔軟性を認 めるべきだということで、大きな対立軸が構成されているということでございます。

日本も農業交渉において提案いたしまして、そのキーワードとして、「多様な農業の共存」ということを申し上げております。世界の中で食料問題をさまざま考えますと、米国なりケアンズ諸国がいう一方的方向で取り組むことが果たしていいのだろうかということを、非貿易的関心事項をもとにいたしまして主張しているという状況でございます。

これは、世界の経済社会のありようの中でも、特に日本の農政を非常に大きく左右する 事態でございまして、交渉の進展に合わせまして、本審議会でもまた議論いただく場があ ろうかと思っております。

次に、FTAでございます。WTO交渉が一面で進む中で、WTOだけではなくて、自由貿易協定という形で、農業を含む各国の垣根を下げていこうという取組が進んでおります。

その中で特にFTAの議論が、日本とシンガポールということの中で最近行われたわけでございますが、ほかの国では、かなり広範に自由貿易協定を結んでいるところもございまして、そこの右側にございますけれども、日本もさまざまな国との間で議論を行っているということでございます。

自由貿易協定につきましては、ガットの24条により、構成国間の実質上すべての貿易に ついて、関税や制限的通商規則を廃止することが求められておりますけれども、「実質上 すべての」ということが明確な国際基準自体はなかなかないということでございまして、 多くの地域の貿易協定においても、農産品だけではないわけですが、例外品目が設けられているといった中で自由貿易協定が存立しているといった状況がございます。

また、具体的な交渉がない中で、例えば我が国が自由貿易協定を促進するためには、農産物に犠牲を払ってもらわなければいかんといった形で、いたずらに対立を招くような形での言い方は、相手国との交渉戦略上も得策ではないのではないかと考えております。

ちょっと走りましたけれども、農林水産業、農産物を取り巻きます食料・農業・農村を めぐる状況、課題についてご説明いたしました。

八木会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の説明を踏まえまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言いただき たいと思います。時間の許す限り、自由にご発言いただきたいと思いますので、よろしく お願いいたします。どなたからでも結構でございます。

安高委員 せっかくでございますので、自己紹介がわりに、質問ないし意見という形で申し上げたいと思います。

まず、最後にご説明のあったWTOの部分でございますが、私、思いますに、WTOで、今の状況の中で日本農業を守っていくという形はいいのですが、基本的に競争力のある農業を育てなければいけない。守り過ぎると農家は、ややもすると、これでいいのだという気持ちになり、それだと農業が育たない。そういう意味で、ある程度変えるときには、農家そのものに意識を変えてもらうためには、ある程度の厳しさを感じてもらわなければいけない。そのために、守りながらどう感じてもらうのか。そこが非常に難しいところでございますが、WTOとの関係でどう考えておられるか。

もう一つ、米の問題ですが、食管法が変わっていきまして、自由競争の中で、ここでもまた競争力のある稲作にならなければならないと思うのですが、減反制度が残っている。そういう中で、ややもすると農家は甘えてしまう。甘えてしまうと意識が変わらないから、競争力のある農業が育たない。食管制度から離れたときに、確かに怖いものがあります。自由経済、自由競争になるということは、消費者も生産者もリスクを負うということです。ある程度のリスクを負っていかないと競争力のある農業は育たないと私は思っているのです。だから、農家を強くするためには自由競争が必要なのに、減反政策、数量調整を続けますと、自由がないまま競争社会にほうり込まれることになる。

10年後、20年後の米を本当に自由化していくのか、このまま部分的な統制を残していくのか、その辺のところをきちっと示してもらわないと、農業の経営は、特に20年、30年と

いった世代を越えたスパンになりますので、2、3年の対応は政治にしてもらって、農家に20年、30年の対応をしろといわれてもちょっと困るところがあります。そういう意味で、質問という形にさせていただきたいのですが、米について、20年、30年後を見通した時に自由競争をどう展開されようとされているか。それから、WTOで守るという形はいいのですが、守る中で農家にいかに厳しさをもって意識を変えてもらって、日本の農業を変えてもらおうとされているのか。その2点について、一応質問という形式でお願いします。

八木会長 WTOについて、企画評価課長、お願いします。

皆川企画評価課長 1点目でございますけれども、WTO自体、漸進的な保護の削減ということについては日本提案の中でも申し上げていますし、今回EUがいっております関税の削減、例えば平均36%といったことについては、EUの立場を支持するという形で、日本もそういった削減の方向についてコミットしたということでございます。

前回のウルグアイ・ラウンドもそうでございますけれども、それを機に、国内においては、みずからが市場をつかんでいかなければだめだという方向に生産者の意識も変えていっていただきたいと思っていますし、また、その方向で政策も大分変わっております。そういう意味で、WTO交渉なりなんなりの厳しさは農家の方々にも伝わっていると思いますし、また、政策展開の中でも、みずからが消費者に対してそれを訴えかけて、コストダウンもし、よりいいもの、安心した形のものを提供するといったことでないと、国内農業としての存立がなかなか立ち行かないのだということについては折に触れてお伝えしていきたいし、政策的にもそれをより支援する方向に展開していかなければいかんと思っております。

井出食糧庁総務部長 米の問題についてですが、今回の米政策改革につきまして、売れる米づくりを進めるということを標榜しております。従来のように、つくったものを消費者に買っていただくということから、消費者の消費動向をとらえて、消費者が欲している品質なり価格の米を生産していく。その中で米の産地がある程度競争していくし、消費者の欲する有機農産物等の生産がやりやすいように、生産調整の仕方を、面積で管理する方法から数量で管理する方向に転換しようといたしております。

ただし、今、米の国内消費量は 870~ 880万トンといわれておりますが、我が国の水田の面積は、それをはるかに上回る生産力をもっておりますので、国が一から十まで需給調整を指導するという形はなくなりますけれども、この大きな需給ギャップを抱える中で、農業者・農業者団体が自発的に需給調整をしていくことが当面必要ということでございま

す。

そういったある程度自由度を高める中で、消費者の欲する高くてもおいしい米に特化する産地、業務用等で、適当な品質と価格で安定的に供給できる産地、あるいは有機・無農薬といった特色を生かした生産をする産地がそれぞれ育っていくことを期待したいというわけであります。

森本専門委員 今の意見と、その前の安高組合長の意見について、ちょっとお話があるのですが、確かに、このままの状況の中で生産調整をやっていきながらやっていたら難しくなるというのはそうだと思うのですね。

ただ、今、食糧庁もいわれましたように、おいしい米をつくるというのは、私たち、自主流通米をつくっている部分からいえば、もうとっくにやっているのですよ。あなたたちがいっている売れる米というのは、はっきりいえば、備蓄米に関しての話ですよ。結局、売れる米をつくるということは食味を上げる。極端にいえば、今まで田んぼに 100キロやっていた肥料を少し減らすと食味は当然上がるのです。そうすると、10俵とれていたのが9俵とれる。1俵減るということは、基本的には、生産調整を10%やったのと理屈は一緒なのですね。数量で生産調整をやるということは、当然わかります。

ただ、組合長がいわれたのもそうなのですが、このままやっていって、勝ち組、負け組が出たときに、負け組の田んぼをどうやって維持していくのかというのが私が一番心配するところなのです。土地改良事業もまだやっています。このままの状況の中でどうなるのか。

今、米が主食といわれていますけれども、10年後、20年後をみたときに、「おい、昔は米が主食だったけれども、今パンだね」という時代が来ないとは限らないと思うのです。はっきりいって、今はコーヒーですよ。お茶ではありません。お水だって外国産です。今60キロ食べています。だんだん、だんだん減ってきます。主食だった時代が本当に昔のことになってしまうのではないかという懸念もあるのです。

これから先、政策の中で一番必要なのは、今まで生産性の向上だけを訴えてきた農政なり生産者も、米政策が変わる中で、一人一人がどういった形で農家として進むかを考えることです。米だけではなく、野菜だって花だっているいろあります。その中でみんなが特色のある地域の農業をしながら生き残っていくことを真剣に考えていく。政策でもそこに集中的に予算を使いながら、そういったソフトに力を入れていかんと。私は米農家ですけれども、米ばかりにこだわっていくと、だんだん、だんだんおかしくなってくるのではな

いか。だから、米政策の中でも、その辺のところを、はっきりした米政策はまだ出ていませんけれども、これから先出していかないと。

ただ、やはり負け組ですね。何千億も何兆円も使って土地改良事業をやって、あなたのところの米は売れないからといって、そこが不耕起地になったのではどうしようもないわけではないですか。

1,500万トンつくる能力がある日本で、だんだん 1,000万トンも要らなくなっている。 その残った農地は何もつくれない農地ですよ。米は、1人の人間が20町歩、30町歩やれる のです。ただ、野菜はできません。花もできません。基本的には何町歩もできません。何 反です。そうなったときに、大島大臣が美しい日本を守るといいましたけれども、米を基 幹産業に据えていかんと、これは守れないのです。片一方では守らなくてはいけない。片一方では、市場原理の中で競争力をつけなくてはならないという最大のギャップがあるわけですから、生産者としては、その辺のところは簡単に答えが出るような話ではないと私 は思っております。

井出食糧庁総務部長 今回の米政策の改革については、1つ、生産調整をどうするかということだけではなくて、水田農業全体をどうしていくのかということが1年かけて大議論されたわけであります。その結果、私どもが進めようとしています改革におきましても、今までのように来年の生産調整面積をばたばたと決めて、ばたばたととりかかるというのではなくて、平成16年度まで1年間の準備期間を置いて、その間にそれぞれの地域での水田農業のビジョンを地域、地域でつくっていただこうと。そのために、今いろいろなご意見を聴取して、地域、地域でビジョンがつくれるようなモデルなりガイドラインなりを用意しようという準備をしております。

今、勝ち組、負け組というお話がありましたけれども、日本中で同じように米をつくり、 まあ、嫌々ながらといいますか、米のできないところに麦や大豆を植えるというやり方を するのではなくて、それぞれ地域に合った特産品等をそれぞれの地域に合った形でつくっ ていくためのビジョンを、それぞれの地域に応じて、市町村なりJAなり、あるいはそれ ぞれの指導的な農家の方々によって考えていただくようなシステムにしていきたいと考え ております。

八木会長 ほかにございますでしょうか。

安高委員 先ほどの私の質問にもちょっと外れていたなと思いますし、森本委員にも 誤解を与えているかと思いますが、当面どういう政策をして、何を狙っているかというの ではなく、10年後、20年後というスパンの中で、日本は市場経済の中にありながら、米という部分に管理経済を入れるのか入れないのか、どの程度入れるのか、農協グループを中心とした自主的な規制といいながら、これは経済としては管理経済ですから、20年後を見据えたときの市場経済の中に管理経済をどう入れていくか、それを示してもらわないと、20年後がわからないのに今の政策が立てられるのでしょうかという趣旨でございます。

井出食糧庁総務部長 今回の米政策改革でも、食料・農業・農村基本計画が目標地点としております西暦2010年の姿は、基本計画を定めたときに、構造展望や経営展望という形で既に示されております。日本の水田農業において、そういったものを具体的にどうやって実現して、そこへ到達していくのかという議論を研究会において1年間していただきまして、そこへ到達するための道筋を示していただいたと考えております。

ただ、それより先、20年後といった姿については、水田農業だけでなく、日本の農業全体について、その構想や着地点などを示す議論は、残念ながら、まだなされていないと思っております。

米の世界では、先ほど申し上げましたように、当面2010年までの姿を考えましても、広範な需給ギャップが存在する以上、何がしかの形での需給調整は必要であろうというのが研究会での結論でありますし、私どもの考え方であります。

ただ、米の流通の面については、今回の制度改正で、抜本的に自由化していくことはは っきりとうたわれております。

八木会長 ほかにございますでしょうか。

大木委員 大変大きなことの中で、私のは小さな質問というか、素朴な質問で申しわけないと思うのですけれども、今お米の話が出ました。今のつくり方というか、売れる米づくりというのですか、これは健康な人のためのものかなという感じがしました。19ページのところに「多様な需要に応えて」というのがございますよね。ここにこう書いてあるのですけれども、今、例えば腎臓病の患者の方たちとかは低たんぱくのお米が欲しい。それが足りないというのを新聞でみたりしていますけれども、こういうものにもこたえていく。それが消費者にとって多様なのかなと思っていうのですけれども。健康になっていきたいからといって、今、「春陽」とかという名前をつけたお米も出ていると聞いておりますけれども、そういうお米はどのようにして開発されて、どういうところの施策で広めていくのでしょうかという本当に素朴な疑問なのですが、それがまさにお米を拡大していくというか、国民が安心して食べられるお米につながっていくのではないかなと思ったもの

ですから、そこら辺のところをご説明いただきたいなと思います。

石原技術会議事務局長 お米の中で「春陽」という品種がございます。「春陽」に限らず、多様な需要というわけで、普通の人が食べておいしい米と、低たんぱくということで、腎臓病の方もおいしく食べられる米ということで、国の試験研究機関でそういう新たな作物を生み出しております。

量の話をおっしゃいましたけれども、これは至極単純で、最初、種のもみが要るわけですね。それから増えていくということで、一挙の量にはいかないのですが、「春陽」もほどほどの量にはなってきております。順次増えていくのだろうと思っております。

その普及そのものは、一方でPRをしつつ、経済ベースで広がっていくという形をとっています。そういう意味では、国が量を決めて売るといったシステムにはなっていないです。こういう新しい品種は、米の制度でいえば、計画外流通米といった形で、特定の需要に応じて広がっていくような形になっています。

「春陽」に限らず、これは割と普及していますけれども、ミルキークィーンという、低アミロースで、少しモチモチ感があるお米ですとか、そういうものがいろいろ出てきております。そういう意味では、一方で、そういう病気をおもちの方にも食べていただけるようなものとか、健康な人が食べておいしいものとか、いろいろな需要をみながら品種を開発しています。

普及そのものは、商業ベースで広がっていくことを考えています。こういうものがある ぞというPRそのものは、こういう新しい品種ができたということで、いろいろな機会を 通じて、例えばホームページに載せるとか、お米の普及を図っている機関を通じてやって います。

大木委員 生産者がそれをつくってくださらなければ、それは普及しないわけですよね。

石原技術会議事務局長 おっしゃるとおりですね。

大木委員 ですから、そこのところの政策はどうするのか.....。

石原技術会議事務局長 つくりたいという生産者の方がいらっしゃるわけです。そういう方は、「春陽」の種もみを扱っているところがあるわけですけれども、そこに種もみとしてそれが欲しいということで、都道府県の方に申し出たりしてやることが多いのですが、そういうことで手に入れた種もみでつくるという形になっています。

坂野生産局審議官 特別な機能性のあるもの、例えばある特定の病気の方に必要な機

能性の米とか、先ほどいったミルキークィーンは冷めても割とおいしい米なのですね。これは茨城県ぐらいから東北あたりにもかなり広まりまして、そのような評判とかで、産地としては、つくりたいというのがかなりある。その際には、それに必要な種もみを配っているといったやり方をしています。

多種多様とありますけれども、お米について、すべて魚沼のコシヒカリというわけではなくて、ある人は、値段も高いけれども、どういうのがいいと。ある人は、値段はほどほどだけれども、こういう米が欲しいと。消費者、実需者によって求める値段と質が大分違いますから、それぞれにふさわしいものを安定的に供給するということだと思っております。

八木会長 ほかにございますでしょうか。どなたからでも結構です。

新開委員 公募で福岡から来ました、農業をしております新開と申します。

先ほどから米の問題がよく出ていますけれども、本当に日本に農業を残す気があるのだろうかということを私はぜひ聞きたいのです。

今日もですけれども、こういう大事な「食」を話し合うときに、現場の声が余りにも反映されてこなかった。だから私はぜひこういうところに出ていきたいということで、きょう来たのです。

もう何十年、「減反」という名前で来ておりますけれども、本当に「減反」という名前で政策をしていいものか。これだけ時代の流れが変わった中で、いつまでも減反という政策は……。今、私たちのところでは41%の減反なのですね。米の消費は伸びてはいませんね。

18ページに「消費者、生産者など関係者の意見を反映した施策づくり」とありますけれ ども、私たちの思いがなかなか反映されてこなかったのですね。だから、ぜひ生産現場の 熱い思いを受け止めて真剣に取り組んで、これから議論に入っていただきたいと思います。

八木会長 今のはご意見ということでよろしいでしょうか。

新開委員 はい。

森本専門委員 私自身、政策評価会もやっているのですね。今、農水省の政策をずっと全部みているのですが、いろいろ悩むときがあるのですね。食糧庁が去年出した政策の中で、米の価格が下がらなかったからよかったという話をしたのですね。農家の立場からすると、「ああ、よかったね」という話なのですね。国の税金を使って米の価格が下がらなかったということであれば、国民からみたら、これはいいお金の使い方をしているのか

なと私の中で悩んだのですよ。私はどっちの判断をすればいいのかなと悩んだ覚えがある のですね。

これから先、税金が使われていくときに、国民がみて判断する時代になってきたと思うのですね。生産調整ということで、これだけのお金を大豆や麦、飼料作物に出している。 私たちの税金がこんなに使われているけれども、これは将来、食料安全保障にもつながるのだし、私たちのためにもなるのだね、と国民が納得しないとお金を使えない時代になってきていると私は思うのです。

ただ、はっきりいえば、農家は補助金をもらうことになれているのですね。私自身もそうなのですけれども、補助金をもらうことになれてしまって、最初に組合長がいわれたように、競争原理の中で生きていっていないのですよ。今お米は、恐らく1兆円のお金を使って1兆円ぐらいの売り上げしかないのですね。野菜は、恐らく200億ぐらいしか使っていなくて1兆円ぐらいの市場をもっているのです。

今、「減反」といわれましたけれども、私は「生産調整」というのですね。食糧法になったときから「生産調整」という言い方をしているのですけれども、カルテルだと思っているのです。国が唯一認めているのが米のカルテルだと思っているのですよ。

私も、このままの体制でいいとは思っていないのですが、ただ、さっきからいいますように、勝ち組、負け組が……。お米のおいしいところで、私たちは勝ち抜けると思っているところは全部つくりたいと思っているだろうけれども、青森あたりは、MA米にも負けるところがあるのです。そういったところは何もできないということになったときに、私たちも、農業団体として、では、そういうところにどういった対処法があるのかなと。そういうところまで農業団体も考えなくてはいけないような時代。だから、国だけに責任をなすりつける時代ではなくなっていると思うのですね。やはり自分たちがみずからおいしい米をつくって消費者離れを防ぐ。これも一つの方法論だろうし、私たちもその辺を一生懸命考えながらやっていって、自分たちに使っていただく税金について、国民に対して胸を張って、これは補助金を農家に配っているではなくて、将来の食料安全保障や国民のための投資なのですよ、私は投資をしてもらっている、といえるような農業に将来なりたいなと私は思っているところです。政策評価をしながら、お金の使い方について、農業をやっている立場でみたときと国民の立場でみたとき、すごくギャップがあります。

新開委員 少し誤解を生んだようですけれども、私は大都会の中で農業をしておりますので、生産者の気持ちと消費者の気持ちはわかり過ぎるぐらいわかるのですね。

消費者の皆さんから大応援されて農業をしてきておりますけれども、米の問題は大きな問題でありまして、もうそろそろ「減反」という言葉ではなくて、全面的に考え直す時代が来たのではないかなと思うのですよ。本当に米は昔のように食べなくなっていますし、いつまでも減反で農家を縛るような意識に農家がなっていますので、国が同じ政策をとるなら、減反をさせるという命令ではなくて、形がもっと違ってもいいのではないかな、そういう時代が来たのではないかなと思って意見を述べさせていただきました。

八木会長 予定の時間が近づいてまいりましたが、この際、ご発言されたいという方がいらっしゃいましたらぜひお願いいたします。

中村(良)委員 見渡すとエンジニアリングのバックグラウンドの人が少ないような 気がしますので。

素人発言なのですけれども、お米の消費をふやすには、おいしいお米をつくるということと、皆さん、お米を食べましょうというPRと2つあるのですが、そういうことの効果はどれぐらいあるかという予測はどうしてらっしゃるのかということだけ。簡単で結構です。

井出食糧庁総務部長 お米の消費拡大のPRは、皆さん、ご承知かどうかわかりませんが、東京ですと日曜日の夜6時、10チャンネルで「隠れ家ごはん!」という30分番組を食糧庁と米の団体等で提供したり、また、学校給食における米飯給食の拡大について、いるいろ努力しまして、大体週3回ぐらいまでいっています。部分的には効果が上がっているとみなされる面もありますけれども、残念ながら、日本全体の米離れといいますか、家庭で食事をする回数が非常に減ってきている中で、家庭食における米の消費量の減少が外食部門における米の消費の増大で償えない。そういう状況で、じりじりと後退してきているという状況でありまして、そういうPRもいろいろ手をかえ品をかえやっておりますが、そういう趨勢を挽回するほどの妙策は今までみつかっておりません。

八木会長 ほかにございませんか。

特にございませんようでしたら、そろそろ予定の時間もまいりましたので、このあたりにさせていただきたいと思います。

最後に、次回の会議のスケジュールでございますが、事務局からの説明にもございましたとおり、3月13日木曜日の開催を予定しております。追って文書にてご案内を差し上げることといたしますので、よろしくお願いいたします。3月13日木曜日でございます。

それでは、これをもちまして、第4回食料・農業・農村政策審議会を閉会いたします。

了